

第4章 資源の循環的な利用

第1節 廃棄物

1 一般廃棄物

(1) ごみ収集量の推移

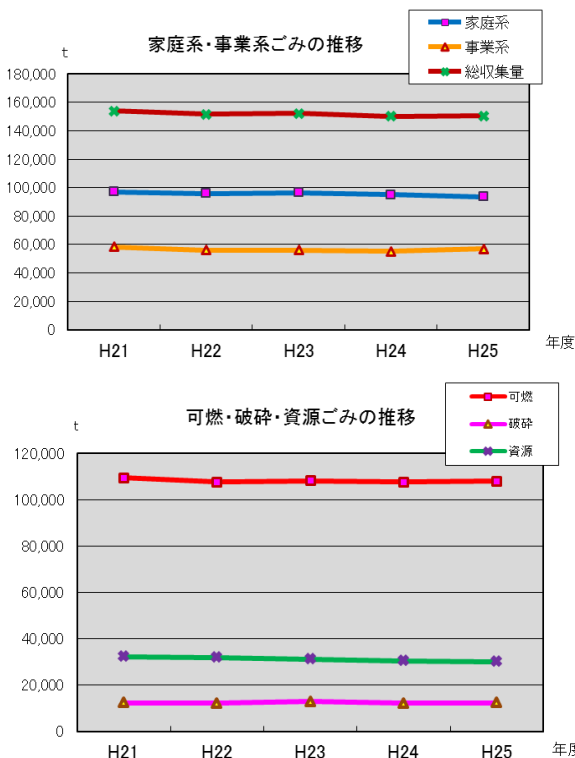
ア 年間収集量

(巻末資料 164 P <資料 60 >) (単位: t)

区 分		H25
家庭系	可燃ごみ	55,953
	破碎ごみ	7,628
	資源ごみ	30,090
	小 計	93,671
事業系	可燃ごみ	52,181
	破碎ごみ	4,600
	資源ごみ	0
	小 計	56,781
収集量合計	可燃ごみ	108,134
	破碎ごみ	12,228
	資源ごみ	30,090
	合 計	150,452

※資源ごみには有害ごみを含む。

イ ごみ収集量の推移



ウ ごみ処理経費

(巻末資料164 P <資料61 >)

区 分	H25
総経費 (億円)	65.36
1トン当たり経費 (円)	36,556
1人当たり経費 (円)	15,599

※総経費には減価償却費を含む。

※一般廃棄物会計基準により算出

エ 一人、一世帯当たりの収集量

(巻末資料164 P <資料62 >)

区 分	H25
人 口 (人)	420,699
世 帯 数 (世帯)	179,623
1人当たり年間収集量 (kg/年)	223
1世帯当たり年間収集量 (kg/年)	521
1人1日当たりの収集量 (資源ごみを除く) (g/日)	414

※収集量については事業系ごみを除く。

※人口・世帯は各年度10月1日の推計人口を使用

オ リサイクル率と資源化量

(巻末資料 165 P <資料 63 >)

	H24	H25
リサイクル率	20.4%	21.0%

※リサイクル率(%) = 資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100

※平成24年度全国平均リサイクル率20.4%

分別区分ごとの資源化量 (単位: t)

分別区分	H24	H25
紙類	17,270	17,026
缶類	3,083	3,071
ガラスびん	1,612	1,665
ペットボトル	959	926
プラスチック類	4,601	4,745
布類	1,057	1,056
その他	2,050	3,161
合 計	30,632	31,650

(2) ゴミ処理施設の状況

ア 中間処理施設

(ア) 南部クリーンセンター

(焼却処理施設)

300 t / 24 h (100 t / 24 h × 3 基)

・平成16年3月竣工、
事業費 13,936,062千円

(廃棄物再生利用処理施設)

70 t / 5 h (破碎系統 : 35 t / 5 h ・
選別系統 : 35 t / 5 h)

・平成15年3月竣工、
事業費 3,953,250千円



南部クリーンセンター

(イ) 西部クリーンセンター

(焼却処理施設)

280 t / 24 h (140 t / 24 h × 2 基)

・昭和63年3月竣工、
事業費 6,557,496千円

(破碎処理施設)

100 t / 5 h (5種選別)

・平成9年3月竣工、
事業費 4,841,000千円



西部クリーンセンター

(ウ) 南部クリーンセンターストックヤード

(一時的保管施設) 保管容量 (300m³)

イ 最終処分場

(ア) 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地 (第2期)

平成15年10月供用開始

埋立容量 168,900m³

事業費 320,193千円

残余容量 90 m³

(平成26年3月31日現在)

(巻末資料165P <資料64>)

区分	H24	H25
埋立量	7,155 t	6,046t

(イ) 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地 (第1期)

平成26年3月供用開始

埋立容量 174,000m³

事業費 1,334,280千円

残余容量 174,000 m³

(ウ) 南部クリーンセンター埋立処分地

昭和54年9月供用開始

埋立容量 472,200m³

事業費 691,096千円

(汚水処理施設、用地費を含む。)

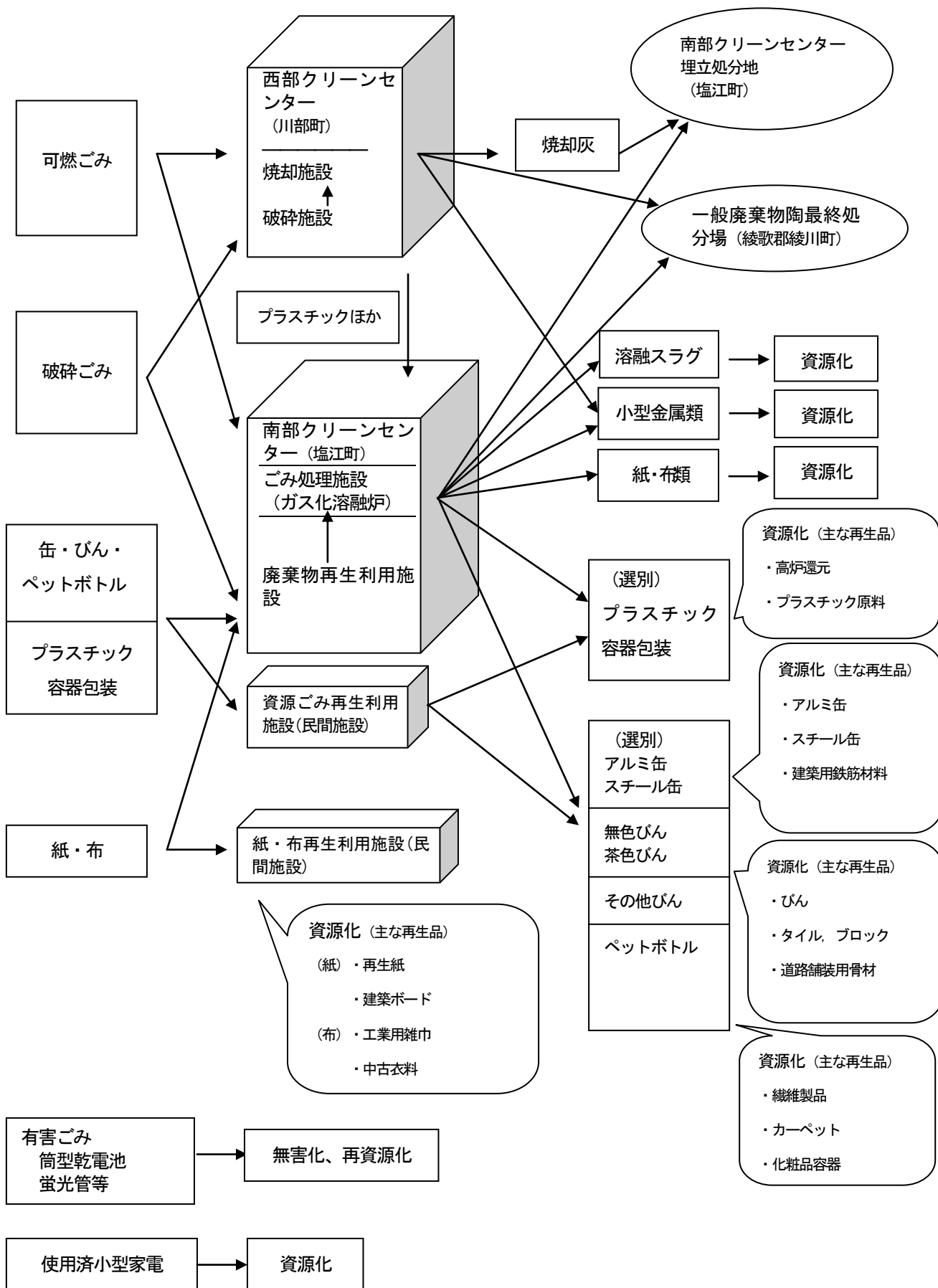
残余容量 109,980m³

(平成26年3月31日現在)

(巻末資料166P <資料65>)

区分	H24	H25
埋立量	7,299t	6,543 t

(3) ごみ処理の流れ (概要)



(4) 廃棄物処理施設の適正処理のための調査・指導

市内の廃棄物処理施設が適正に維持管理されるよう、立入検査を行うとともに、苦情に対して、適切な対応を行っています。

(5) 廃棄物処理施設の適正管理

一般廃棄物中間処理施設や最終処分場では、法規制値等を遵守した施設の維持管理により、安定操業・安全運転に努め、適正にごみ処理を行っています。

また、循環型社会形成のため、回収した鉄、アルミ、プラスチック容器包装、ペットボトル、びん、紙及びび布の資源化を行っています。

(6) 不法投棄防止対策

平成20年4月の組織改正により、適正処理対策室を環境指導課に移管するとともに、室に適正指導係及び監視パトロール係を設置し、不法投棄の防止に努めています。

ア 不法投棄監視カメラ

市内でも、特に不法投棄が多く見られる山間地及び海岸線地域の16か所に、監視カメラを設置するとともに、監視エリアの表示看板を立て、不法投棄防止の啓発を行っています。



イ 不法投棄防止パトロールの実施

毎週2～3回、職員による不法投棄防止パトロールを定期的実施しています。平成25年度においては、職員による定期監視パトロールを平日118回、休日12回実施しました。

また、不法投棄の行為者の調査・指導を行い、不法投棄されているごみについては、早期の撤去に努めています。

ウ 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦

山間地や海岸線などの広範囲に渡る不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、地域の環境美化と環境意識の向上に努めています。

(巻末資料 166 P <資料 66 >)

不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦

実施内容

	H25
件数	5件
延べ参加人員	5,270人



屋島クリーン大作戦 (H26. 3. 2)



高松エアポートクリーン作戦(H26. 1. 26)

エ 平成25年度瀬戸・高松広域定住自立圏
不法投棄対策事業の実施

《瀬戸・高松広域定住自立圏ふれあい

クリーン作戦実施内容》

実施件数 6件

延べ参加人員 約2,100人

総回収量 19.4t

(綾川町については、高松市エアポートク
リーン作戦(拡充)で実施のため除く。)



高松三木出会いふれあいクリーン作戦(H25. 11. 3)

オ 第6回「高松クリーンデー「たかまつき
れいでー」」の実施

10月の環境美化月間重点日事業として、
行政と住民が連携して、市全域での清掃活
動「高松クリーンデー「たかまつきれいで
ー」」を実施し、環境美化と環境意識の向
上に努めています。

《平成25年度高松クリーンデー

「たかまつきれいでー」実施内容》

実施日 平成25年10月27日(日)

参加人数 約51,000人

回収量 35.0t



高松クリーンデー

「たかまつきれいでー」(H25. 10. 27)

カ 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄

家電4品目の不法投棄については、市民
からの通報等により回収し、リサイクル可
能な物については、リサイクル料金を負担
してメーカー指定引取場所へ搬入していま
すが、リサイクル料金を購入時に納めるよ
うな制度に改めるよう国に要望しています。

また、平成21年4月から、対象品目に液
晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が
追加されました。

(巻末資料166P<資料67>)

家電4品目の不法投棄収集の実績

(単位:台数)

品 目	H25
テ レ ビ	31
エ ア コ ン	0
冷蔵庫・冷凍庫	9
洗濯機・衣類乾燥機	2
合 計	42

キ 家庭用パソコンリサイクル及び携帯電
話機のリサイクル

製造メーカー等によるリサイクルを促
進するため、平成20年4月からパソコン、
平成21年4月から携帯電話機の収集及び処
理施設での受入れを行わず、製造メーカー
等が独自に引き取ることとして、資源の再
利用を図っています。

(7) 苦情処理件数

市民からの不法投棄の苦情には、捨てられ
た廃棄物から投棄者を調査し、悪質な場合に

は警察等の関係機関と協力して指導しています。野外焼却の苦情に対しては、ごみの自家焼却は行わず、業者委託や分別して定期収集に出すなどの適正処理を行うよう指導しています。(巻末資料166P<資料68>)

苦情件数

区 分	H25
不法投棄	154
野外焼却	109
そ の 他	11
合 計	274

(8) 市民・事業者への不法投棄防止、廃棄物の適正処理に対する意識の啓発

廃棄物の適正処理について、許可業者を対象とする講習会やホームページ、広報紙を通じて、事業者・市民への周知・啓発に努めるとともに、地元住民・各種団体と連携し、不法投棄の防止に取り組んでいます。

(9) 資源ごみ持ち去り防止対策

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を平成21年4月1日に制定し、ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため、職員による早朝パトロールや、広報等により市民に注意喚起の啓発を行いました。

(10) 海ごみ対策事業の推進

私たちが暮らす瀬戸内海を「豊かな海」として保全・再生するため、行政・市民・関係者が連携して、香川県をはじめ、環境省、本市を含む県内全8市9町並びに民間団体などを構成団体とした、香川県海ごみ対策推進協議会を平成25年5月24日に設置し、全国でも初の試みとして、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみ対策を推進している。

平成25年度中には、2回の推進協議会を開催するとともに、瀬戸内漁港、下笠居漁港、小坂漁港の3港において、合計3,750kgの海底堆積ごみを回収し、処理を行った。

漁港別処理状況

(単位: kg)

区分	瀬戸内	下笠居	小坂	合計
可燃	60	240	2,750	3,050
不燃	700	0	0	700
合計	760	240	2,750	3,750

(11) し尿処理事業

ア 概要

かつて、し尿は、農家と市街地住民との相互依存により農村還元により処理されてきました。

しかし、昭和20～30年代にかけて人口の都市集中と農業労働力の不足、さらには化学肥料の普及などによって、し尿の農村還元は困難となり昭和37年からは海洋処分を行っていましたが、昭和43年に陸上処理施設を整備しました。

その後、本市と近隣9町を含めたし尿の全量を陸上処理するための「高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センター」が昭和62年に操業を開始したのに伴い、外洋処分を廃止し、平成16年1月からは、脱水汚泥の焼却処理を取りやめて、セメント原料としてリサイクル活用する外部委託処理としました。

また、「高松地区広域市町村圏振興事務組合」の構成6町の高松市への合併などに伴う組合解散により、平成18年4月1日から、高松市衛生処理センターと改称し、事務委託により、三木町、綾川町のし尿等を併せて処理することとしました。

イ 平成25年度し尿等処理量(高松市)

(巻末資料166P<資料69>)

(単位: kL)

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
H25	13,828	36,193	50,021

※昭和62年度以降衛生処理センターで収集量を全量処理

ウ 平成25年度し尿等処理量(1市2町)
(巻末資料167P<資料70>)

(単位: kL)

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
H25	18,312	44,940	63,252

※事務委託を受けた三木町、綾川町を含めた

1市2町のし尿処理量

エ 衛生処理センター

(ア) 衛生処理センター

所在地

高松市亀水町458番地3

敷地面積 27,002㎡

処理方式 高負荷脱窒素処理方式

処理能力 320kL/日

工期

昭和58年9月12日(着工)～

昭和62年3月31日(竣工)

(イ) 衛生処理センター中継所

所在地

高松市朝日町五丁目5番56号

敷地面積 3,378.45㎡

貯留能力 1,500 kL

工期

平成7年7月20日(着工)～

平成9年3月7日(竣工)

2 廃棄物の減量とリサイクル

(1) 概況

本市では、ごみ減量と資源の有効利用を促進するため、昭和49年から、子ども会やPTAなどが行う資源回収に対し、補助金を交付するなど実践活動団体の育成と普及に努めてきました。昭和54年度からは住民の各種団体と資源回収業界の協力を得て、いわゆる「集団回収」方式を推進してきたほか、平成5年度からは、各地区に「高松市リサイクル推進員」を委嘱し、地域におけるリサイクルの推進を図ってきました。

平成12年7月から、将来に向かってリサイクルシステムを拡大・発展させ、資源循環型

社会の形成を図るため、新しい収集体制に移行しました。その結果、資源物回収量は増加し、焼却、埋立ごみが減少し、ごみ処理施設への負担を軽くするという成果をあげました。

また、平成16年10月1日からは、より一層のごみ減量・資源化、ごみ処理に係る負担の公平化、ごみに責任をもつ社会の実現を目指し、「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料の指定収集袋による回収を開始し、家庭系ごみの減量に大きな成果を得ました。平成20年には一般廃棄物処理基本計画を策定し、4月からは合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一しました。

一方、事業系ごみ対策としては、平成4年度に「地球にやさしいオフィス」登録制度を全国に先駆けて発足させ、事業者の自主的な取組によるごみ減量・資源化を促進しているほか、ごみを出さないライフスタイルへの転換を市民に呼びかけ、商品の購入段階でのごみ減量化等を図るため、「地球にやさしい店」登録制度を平成5年度から発足させるなど、消費・排出の各段階におけるごみ減量・資源化対策を進めてきました。

また、平成21年度から、多量排出事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を求めており、平成22年度には、これまでの随時検査に加え、南部・西部クリーンセンターにおいて搬入ごみの展開検査を実施し、排出事業者等の指導を行いました。平成23年度以降は、検査総括を踏まえ、排出事業者の適正排出に関する周知啓発事業の実施など、事業系ごみのさらなる減量・資源化を促進しています。

また、平成25年10月からは、小型家電リサイクル法（「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」）の施行に伴い、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として、家庭で使用済みとなった小型家電21品目の回収・リサイクルを実施しました。

(2) 生ごみ減量化助成制度

ア 生ごみ堆肥化容器購入補助制度

生ごみを、微生物の働きで発酵・分解し、堆肥に変える生ごみ堆肥化容器を購入する市民に対して、購入価格の2分の1以内、1基3,000円を限度として、1世帯につき2基まで補助しています。

平成21年度から、補助申請を行ってから5年を経過し、新たに買い替えを行う場合も補助の対象としています。

イ 生ごみ処理機購入補助制度

微生物の活動又は乾燥装置により、生ごみを消滅、又は減量する機械式の生ごみ処理機を購入する市民に対して、購入価格の2分の1以内、1基20,000円を限度として、1世帯につき1基分を補助しています。

平成21年度から、補助申請を行ってから5年を経過し、新たに買い替えを行う場合も補助の対象としています。

(巻末資料167P<資料71>)

生ごみ処理機等補助基数

区 分	H25	累計
生ごみ堆肥化容器 (基)	156	27,638
機械式生ごみ処理機 (基)	85	6,217

(3) 事業系ごみ対策

ア 「地球にやさしいオフィス」登録制度

ごみ減量・資源化に取り組む事業所を「地球にやさしいオフィス」として市に登録する制度を平成4年11月1日から発足させています。登録事業所は「地球にやさしいオフィス」の名称や、ごみ減量・資源化シンボルマーク、シンボルキャラクターを使用できます。

平成21年4月に事業系一般廃棄物の減量・資源化と温室効果ガスの排出抑制の取組もあわせた登録制度に変更し、新たな「地球にやさしいオフィス」登録制度として申請を受付し、市から登録ステッカーを交付しています。登録したオフィスは本市のホームページ等で公表しています。

平成26年3月末現在登録状況

事業所数 129事業所

イ 「地球にやさしい店」登録制度

平成6年2月1日から地球にやさしいライフスタイル普及のため、包装の簡素化、再生品の販売などに取り組み、市のごみ減量・資源化事業に協力いただける店舗等を「地球にやさしい店」として登録し、環境に配慮した消費行動への協力を呼び掛けています。

平成21年4月に事業系一般廃棄物の減量・資源化と温室効果ガスの排出抑制の取組もあわせた登録制度に変更し、新たな「地球にやさしい店」登録制度として申請を受付し、市から登録ステッカーを交付しています。登録した店は本市のホームページ等で公表しています。

平成26年3月末現在登録状況

店舗数 133店舗

ウ 「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出

事業系一般廃棄物の減量及び資源化を推進することを目的として、平成21年10月に「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」を制定し、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有・占有又は管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めています。

平成25年度提出事業者数

253事業者

エ 事業系廃棄物減量・資源化優良事業者表彰制度

平成23年度から地球にやさしいオフィス・店及び多量排出事業者を対象に、事業系廃棄物の減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組み、効果をあげている事業者を「エコシティたかまつ優良事業者」として表彰するとともに、ホームページ等にその取組を公表しています。平成25年度は、2社を表彰しました。

(4) ごみ減量・資源化啓発事業

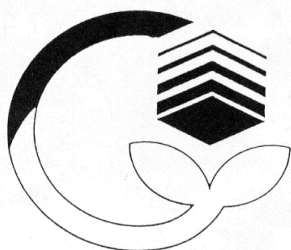
ア ごみ減量・資源化シンボルマーク、シンボルキャラクター

平成3年度に一般公募により、ごみ減量・資源化シンボルマーク、シンボルキャラクターを選定しました。

各種の印刷物やごみ収集車両等に使用するほか、このマーク、キャラクターのステッカーを作成・配布し、市民にごみの減量・資源化を呼び掛けています。

ごみ減量・資源化

シンボルマーク、シンボルキャラクター



シンボルマーク



シンボルキャラクター (愛称 カンクルちゃん)

イ ごみ処理・リサイクル施設見学会

各処理施設において、小中学校や各種団体等の見学者を随時受け入れて、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めていただいています。

ウ ごみ分別ガイドブック・ごみ収集カレンダーの発行

ごみ分別ガイドブックは、平成12年度のごみ新収集体制への移行に伴い、ごみの分別・排出方法を啓発するため、新たに製作し、全世帯に配布したもので、平成16年10月からの家庭ごみの有料化に伴い、改訂版を製作し全世帯に再配布しました。その後、平成20年4月の合併6地区の収集体制

統一に伴い、内容を一部改訂し、合併6地区の全世帯に配布したほか、転入者等にも要望に応じ随時配布しています。

平成23年度に見やすさ、検索のしやすさなどを重点に全面改訂し、市内全世帯に配布するとともにホームページにも掲載しました。

また、ごみ収集カレンダーを各地区ごとに製作し、市内の自治会等を通じ、毎年配布しています。

エ 3Rの普及啓発

生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入補助制度等の情報をホームページや広報紙に掲載し、3R (Reduce (リデュース:発生抑制)、Reuse (リユース:再利用)、Recycle (リサイクル:再生利用)) の普及啓発に努めています。

オ レジ袋等の削減推進

(ア) レジ袋等の削減に関する協定

温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に大きな効果がある、レジ袋等の使用量の削減について、事業者、市民団体及び市の三者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、市民に対し、買い物袋の持参を呼び掛けるなど、協働してレジ袋の使用量削減に取り組んでいます。

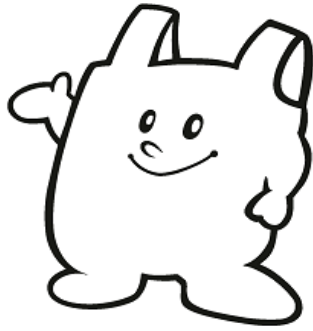
平成26年3月末現在

協定事業者 12事業者(39店舗)

協定市民団体 6市民団体

(イ) レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター

平成20年に市民等から公募し、応募総点数160点から、優秀賞1点、佳作2点を選定し、優秀賞の作品を「レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター (愛称 エコバックくん)」としました。



レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター
(愛称 エコバックん)

(5) グリーン購入の推進

市の業務活動において必要となる物品等の購入に当たり、環境物品等の優先的な購入の推進に努めました。

(巻末資料167P<資料72>)

環境物品等の調達実績

実績	H25
総購入費	809,538点
環境物品の割合 (品目数割合)	99.1% (98.51%)

(6) ごみ搬入検査

南部及び西部クリーンセンターでは、一層の分別の徹底によるごみの減量化や資源化の推進、安全・安心・安定したごみ処理を目指して、随時搬入検査を行っています。搬入禁止物等の混入を防止し、ごみの適正な処理を実施するため、収集運搬業者やごみ排出事業者・市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行いました。

(7) 枝葉、剪定枝の堆肥化事業の推進

家庭から排出される枝葉、剪定枝を堆肥化し、ごみの減量化・資源化を図っています。

平成25年度

受入日数 20日

受入数量 軽トラック 73車

堆肥販売量 7kg/袋×690袋

(8) リサイクル推進員制度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が平成3年に改正され、新たに廃棄物減量等推進員

が制度化されたことに伴い、平成5年度から、各地区ごとに「高松市リサイクル推進員」として委嘱し、地域ぐるみの主体的なリサイクルの推進を図っています。

リサイクル推進員数 129人

(平成26年3月31日現在)

3 浄化槽

(1) 浄化槽の現況

現在、トイレを設置する場合には、水洗トイレとするのがほとんどですが、各種下水道やコミュニティプラントが整備されていない地域においてトイレを水洗化するためには、浄化槽を使用する必要があります。

平成12年6月の浄化槽法(昭和58年法律第43号)改正により、平成13年4月以降は、浄化槽は原則として合併処理浄化槽のことを指すこととなり、また、生活排水対策の観点から、し尿のみを処理する単独処理浄化槽については新たに設置することが禁止されました。

本市における浄化槽の設置基数は、平成25年度末で58,376基となっていますが、このうち、合併処理浄化槽が占める割合は39.2%にとどまり、依然として単独処理浄化槽の割合が高く、多くの生活雑排水が処理されないまま、公共用水域に放流されています。

(巻末資料168P<資料73>)

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業

昭和62年度に、国の合併処理浄化槽の設置に対する国庫補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)が創設され、本市においても、平成元年度から、住宅等に小型合併処理浄化槽を設置しようとする方に補助金を交付しています。

(3) 浄化槽対策

本市は、平成11年4月に中核市に移行したことに伴い、香川県から浄化槽保守点検業者の登録等に関する事務や浄化槽の維持管理指導に関する事務が移譲されました。これにより、本市は、浄化槽排水の質向上を図るため、

条例や要綱の制定をはじめ、各種施策を行っています。

ア 高松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成10年12月18日条例第48号）

本市の中核市移行にともない制定された条例で、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関して必要な事項を定めています。

平成26年4月1日現在の高松市登録浄化槽保守点検業者数=73業者

イ 「高松市浄化槽の設置及び管理に関する要綱」

従来の「高松市合併処理浄化槽設置指導要綱」、「高松市浄化槽に関する取扱要綱」、「浄化槽設置等事務取扱要領」、「設置場所等の基準に関する要領」及び「浄化槽維持管理要領」を統合し、平成12年2月に制定されました。本市は浄化槽法とこの要綱に基づき、浄化槽の設置や管理について指導を行っています。

ウ 浄化槽維持管理強化指導業務委託契約

公益社団法人香川県浄化槽協会に主に次の業務を委託し、浄化槽の維持管理強化を図っています。

- (ア) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査の受検指導 29,836戸
- (イ) 法定検査結果不適正施設に対する保守点検・清掃並びに使用に関する技術指導 204戸・市職員が同行
- (ウ) 浄化槽設置者に対する講習会（浄化槽教室）の開催

開催日	開催場所	出席者数 (数)
平成25年 5月19日	川東コミュニティ センター	16
9月29日	コープー宮	19
平成26年 2月16日	川東コミュニティ センター	24

浄化槽法法定検査結果における不適正指摘項目の上位（巻末資料168P<資料74>）

（単位：％）

順位	7条検査	11条検査
1位	消毒なし (90.3)	消毒なし (64.4)
2位	管理なし (58.1)	管理なし (49.7)
3位	BOD基準値オーバー (12.9)	ばっ気不良 (35.3)

- ※ 内訳については、一つの施設で指摘事項が複数ある場合があるので、内訳の合計が100%を超える場合がある。
- ※ 7条検査…浄化槽を使用開始後、3か月経過した後5か月以内に受けなければならない水質検査
- ※ 11条検査…7条検査を受検後、毎年受けなければならない水質検査

浄化槽法第7条検査結果

区分	H25
適正	846
	84.8%
おおむね適正	121
	12.1%
不適正	31
	3.1%
合計	998

浄化槽法第11条検査結果

区 分		H25
単独処理浄化槽	適 正	7,783
		87.5%
	おおむね適正	733
		8.2%
	不 適 正	383
		4.3%
合併処理浄化槽	適 正	8,715
		82.9%
	おおむね適正	1,584
		15.1%
	不 適 正	215
		2.0%
計	単 独	8,899
	合 併	10,514

4 産業廃棄物

収集運搬業、処分業と処理施設の許可事務を行うほか、排出事業者と処理業者に対する適正処理の指導、不法投棄等に係る調査・指導を行うなど、適正処理の促進に努めています。

(1) 産業廃棄物の種類と処理

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、がれき類、鉍さい、金属くず、廃プラスチック類など20種類が産業廃棄物とされ、「排出事業者は、自ら責任を持って法令に定める基準に従って適正に処理しなければならない。」とされています。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものを特別管理産業廃棄物として区別し、処理方法などが別に定められています。

処理に当たっては、大気や水質の汚染を始め、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じることとされており、有害物の処理施設や一定の規模・能力の処理施設を設置する場合は許可が必要となっています。

なお、処理を業者に委託する場合は、委託す

る業務の許可を持っていることを確認し、許可証のコピーを添付した書面による契約を締結するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して適正処理を確認するなどの委託基準に従うこととされています。

(2) 産業廃棄物処理業の許可状況

(平成26年3月31日現在)

ア 収集運搬業（高松市内で収集運搬が行える）

(ア) 産業廃棄物収集運搬業 164 業者

(イ) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 13 業者

イ 処分業（高松市内に処理施設がある）

(ア) 産業廃棄物処分業 48 業者

(イ) 特別管理産業廃棄物処分業 3 業者

(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

処理施設の種類の種類	設置数
汚泥の脱水施設	14
焼却施設	7
破碎施設	31
最終処分場	2
合 計	54

(平成26年3月31日現在)

(4) 苦情処理件数（種類別）

不適正処理による生活環境の汚染の未然防止を図るため、県、警察等関係機関との密接な連携を図りながら、周知啓発、パトロール、監視カメラなどにより不法投棄や野外焼却等の防止に努めています。

	不法 投棄	野外 焼却	保管	その 他	合計
H24 年度	19	37	1	17	74
H25 年度	9	19	3	5	36

第2節 水問題の現状と課題

私たちは、様々な場面で「自然界の水循環」の恩恵にあずかっています。水は、大気中の水蒸気が雨となり、地下へ浸透して、再び地表に湧き出し、河川を経て海に流れ込み、やがて蒸発して大気へ戻るといった循環を繰り返す中で、水辺の生態系や地域の景観などをつくりあげています。

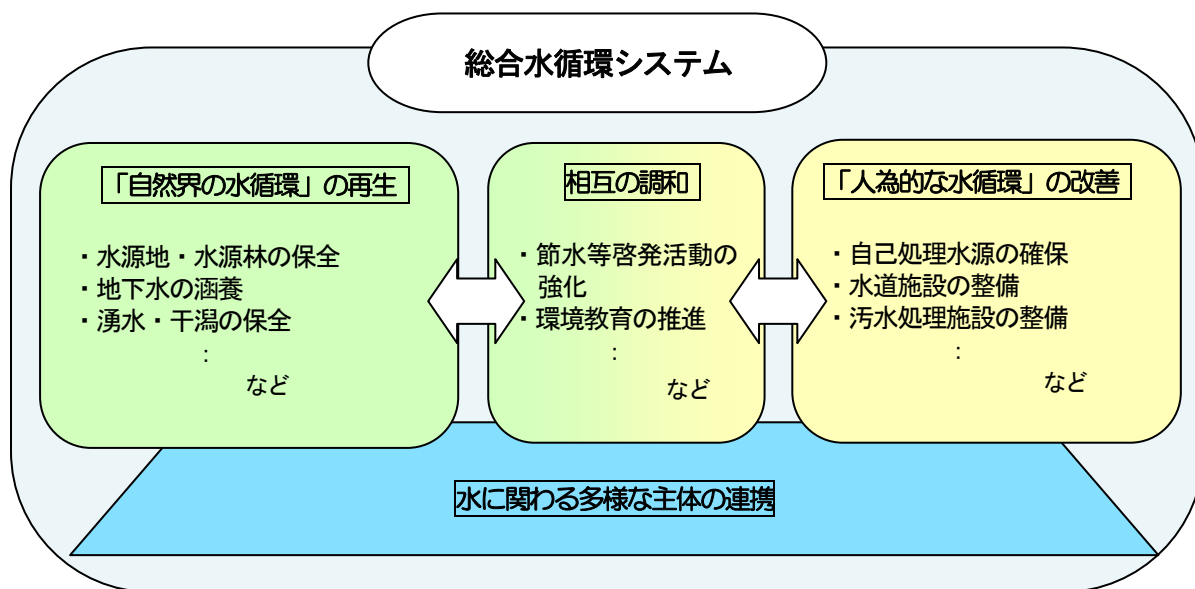
一方、私たちは、水を有効に利用しようと、「自然界の水循環」に人の手を加えた「治水」や「利水」により、様々な用途に利用する過程で、異なる多様な主体によって管理・保全するといった「人為的な水循環」をつくり出し、その恩恵にもあずかりながら発展してきました。

しかし、近年では、温暖化やゲリラ豪雨といった異常気象や、私たちの生活様式の変化などによって、「自然界の水循環」や「人為的な水循環」が崩れかけています。

水の持つ多面的な価値を最大限に発揮させ、豊かな水環境をつくり、未来の子どもたちに引き継いで

いくためには、この崩れかけている「自然界の水循環」の再生、「人為的な水循環」の改善に取り組むとともに、これら水循環の相互調和を図る仕組みづくり、すなわち、「総合水循環システム」の構築が求められています。

このようなことから、水に関わる様々な関係者の連携のもと、水に関する各種施策に取り組み、その成果を評価し、必要な見直しを行いながら、本市が構築すべき「総合水循環システム」の在り方について検討を進めています。



水環境基本計画等の施策推進による「総合水循環システム」構築のイメージ

1 水問題の現状

(1) 概要

本市の年間降水量は、概ね1,100mm程度であり、全国的にみても極めて雨の少ない地域で、気温も着実に高くなっており、温暖化傾向にあります。

また、地形条件としては、水源となる山地が少なく、大きな河川もなく、河川の表流水に乏しいため、ため池が各所に点在しているなど、水資源開発適地が少なく、水源の不安定性が高い地域です。

社会的要因では、都市活動の活発化や生活様式の高度化、核家族化等の進行により、水使用量が増加する傾向にありましたが、近年は、企業活動と家庭での節水意識の向上で、水需要は減少傾向にあります。

このように、本市は、水資源に恵まれない状況にあることから、香川用水への依存度が高くなるならざるを得ない状況にあります。香川用水の水源である早明浦ダムにおいても、近年、少雨化傾向の影響を受けて、香川用水の取水制限が課せられることが多くなり、高松市の自己処理水源の不安定性と相まって、結果的に渇水が頻発する状況にあります。また、「水」の大量使用を前提とした生活様式となっていることから、時間給水などが実施された場合など、渇水に対する脆弱性が高くなってきていることが考えられます。

そのため、現在、新たな水源の開発や地下水の利用など自己処理水源を多様化することにより、安定的な供給システムの構築を図っています。そして、「水」は限られた資源であるとの認識のもとに、渇水状況に入ったとしてもそれに対する抵抗力のある渇水に強いまちづくりを目指し、節水型都市を進展させていく必要があります。

また、新たに水を循環するものとしてとらえ、その健全化に向け、より一層水を大切にするとともに、環境面への配慮や水辺空間の創造などに取り組むことも大切です。

(2) 水環境基本計画の策定

本市では、水をめぐる各種施策の連携を図るため、海、川、ため池、森林、上下水道など水に関わる様々な関係者による「高松水環境会議」を設置し、平成20年2月から高松における持続可能な水環境の形成に向け、議論を重ね、提言書「みんなの水を みんなで考えよう ～未来の子供たちに持続可能な水環境を～」を平成22年2月8日に取りまとめました。その内容を踏まえ、「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を平成22年9月に制定しました。

この条例の規定に基づき、市、市民及び事業者が連携して持続可能な水環境の形成に取り組み、現在及び将来の市民に対して、水を通じた豊かで潤いのある生活を確保するため、平成23年3月に「高松市水環境基本計画」を策定しました。

この基本計画では、人口の減少や気候の変動といった本市の水環境を取り巻く現況と、そこから想定される水環境の将来の姿などを踏まえ、平成23年度から平成42年度までの20年間における、持続可能な水環境の形成に向けた5つの基本方針、15の目標及び施策の方向性などを定めています。

更に、平成23年10月には基本計画を総合的かつ効果的に進行管理するため、具体的取組や取組目標を定めた「高松市水環境基本計画第1期実施計画」を策定し、環境問題庁内連絡会議等において、実施計画の進捗状況について点検・評価することとしています。

5つの基本方針



(3) 水需給の動向

本市の上水道の水需給計画では、自己処理水源と香川用水からの県営水道を合わせると、平常時においては、需要を満たすことができます。しかし、平成17年度の近隣6町との合併により、香川用水への依存度がさらに高まった現状では、渇水時に香川用水の取水制限が行われると、大幅な水不足となり、渇水時の節水方策や既存水源の安定化、渇水時用の水源確保が必要となります。

一方、長期的な水道用水の水需要予測については、社会的な要因はありますが、行政区内人口（給水人口）は、少子・高齢化時代のもとでは、減少傾向が続くと予測されます。しかし、慢性的な水不足に見舞われている本市においては、雨水の利用や再生水の利用等、

水を有効利用する節水・循環型社会の形成が求められており、これらの要因を十分に考慮し、長期的な予測を行う必要があります。

（巻末資料 169P <資料 75>）

(4) 上水道事業の現況

ア 年間配水量及び有収水量等（平成25年度）

給水人口	416,126人
給水世帯数	178,472世帯
普及率	99.3%
年間配水量	49,758,744m ³
1日最大配水量	151,355m ³
1日平均配水量	136,325m ³
年間有収水量	46,409,748m ³
有収率	93.3%

イ 平成25年度用途別有収水量

種別	区分		有収水量 (m ³)	構成比 (%)
	専用	連用		
専用	一般用		39,565,868	85.2
	湯屋用		126,933	0.3
	特殊用		91,894	0.2
連用	一般用		6,623,123	14.3
その他			1,930	0.0
計			46,409,748	100.0

(5) 高松市における主な給水制限の状況

期	間	内	容
H 2. 8. 3	～ 8. 23	給水制限 (21日間)	、断水 (1日間)
H 4. 7. 28	～ 8. 8	給水制限 (12日間)	
H 6. 6. 29	～ 11. 14	給水制限 (139日間)	、断水 (69日間)
H 7. 8. 28	～ 10. 23	給水制限 (57日間)	
H 7. 12. 8	～ 8. 7. 8	給水制限 (214日間)	
H 10. 9. 16	～ 9. 24	給水制限 (9日間)	
H 17. 6. 22	～ 9. 7	給水制限 (78日間)	
H 19. 5. 24	～ 7. 17	給水制限 (55日間)	
H 20. 7. 25	～ 11. 25	給水制限 (124日間)	
H 21. 6. 3	～ 8. 10	給水制限 (69日間)	
H 21. 9. 12	～ 11. 18	給水制限 (68日間)	
H 25. 8. 2	～ 9. 4	給水制限 (34日間)	

2 水道施設整備計画

本市の水道事業は、これまで第1次から第8次拡張事業として、施設整備や管網整備などの事業を推進してきました。

しかし、平成6年の異常渇水以降、節水意識の向上、節水機器の普及、大口需要者の自衛策等により水需要は伸びず、給水量は計画値と大きな乖離が生じ、また、少子・高齢化や節水機器のさらなる普及等により給水量は減少傾向にあります。

一方、香川用水の取水制限が、ほぼ毎年のように発生しており、渇水時にも安定的に給水を確保する必要があることから、椋川ダムの建設を始め、予備水源としてのため池や地下水の利用など自己処理水源の充実に努めています。

また、水道施設についても、維持管理時代に対応し、老朽施設の更新を始め、水源水質の悪化に伴う浄水処理方法の見直しや、渇水・震災時に有効な配水池の増設、幹線配水管の耐震化や老朽配水管の更新などが必要となっています。

こうしたことから、平成15年7月に、平成29年度を目標年次とする「水道施設整備事業計画」を策定し、国の認可を受け、平成18年1月10日付け近隣5町との合併に伴う変更認可を経て、平成23年3月には、目標年次を平成42年度とし、塩江簡易水道を水道事業に統合する変更認可を受け、現在、事業を推進しています。

(1) 水道施設整備計画の概要

計画期間	平成23年度～42年度
計画給水人口	411,500人
計画給水利用	
1日最大給水量	155,500m ³
1人1日最大給水量	378 L
1日平均給水量	135,000m ³
1人1日平均給水量	328 L
施行予定年度	
平成23～42年度	20年間
総事業費	547億円

(2) 浄水場別施設能力（平成25年度）

浄水場	1日最大給水能力（m ³ /日）	水源
御殿浄水場	27,000m ³	御殿貯水池、香東川伏流水、本津川表流水
浅野浄水場	36,000m ³	香東川表流水、内場ダム放流水
川添浄水場	30,000m ³	春日川表流水、新川伏流水
後川浄水場	820m ³	後川表流水
一ツ内浄水場	330m ³	物井川砂防ダム
香川県水道用水供給事業	140,100m ³	県綾川浄水場、県東部浄水場
合計	234,250m ³	

※ 国分寺第1浄水場及び第2浄水場については、現在休止中

(3) 栴川ダム建設事業の推進

香川県との共同施行で高松市塩江町に多目的ダムである栴川ダムを建設中です。事業主体は、香川県であり、全体事業費のうち16.1%を本市の水道事業費として負担しています。

平成25年度は、調査設計、用地補償、付替道路工事を実施し、全体事業費は2,400,000千円であり、水道負担金は386,400千円となっています。

(4) 地下水源の調査・開発

奥の池及び周辺井戸水運用計画に基づき、地下水源の開発を行っており、特に深井戸からの取水を優先的に進めています。

平成25年度は、奥の池取水施設電気設備工事を実施し、奥の池貯留水（5,000 m³/日）及び浅井戸水（2,000 m³/日）を御殿貯水池に導水できるようになりました。

3 節水と水の循環利用への取組

(1) 節水意識の啓発等

節水型都市づくりを進めるため、広報紙等による節水啓発を行うとともに、水道週間等において、節水PRを実施するほか、周辺の水源地域との交流事業、早明浦ダム周辺や地元水源など水源地域のボランティア清掃を行っています。

また、節水型街づくり推進協議会（香川県・県内全市町で構成）による小学生用節水副読

本の配布、行事における節水広報など、節水意識の普及・高揚を図っています。



水源地域との交流物産市

(2) 節水・循環型水利用の推進

市民・事業者・市の協働により、全市をあげて節水・循環型水利用を推進し、湯水に強いまちづくりを目指すため「高松市節水・循環型水利用の推進に関する要綱」（平成11年8月施行）を定め、延べ面積2,000 m²以上の大規模建築物を建築する者に「節水・循環型水利用計画書」の提出を求めています。

（巻末資料169P＜資料76＞）

提出状況

年度	H25
提出件数	20

(3) 節水型機器・設備の設置・普及

節水コマについては、従来から支所・出張所等で無料配布し、その普及を図っています。

また、本市施設の中で市民等の利用者が多

い箇所を中心に、これまで、本庁舎やコミュニティセンターなどのトイレに節水型便器や自閉式蛇口、擬音装置を設置するとともに、節水型機器や節水方法についてホームページ等で紹介するなど、機会あるごとに広く市民に周知を行い、普及に努めています。

(4) 我が家の水がめづくり

節水及び節水意識の高揚を図るため、平成21年度から、節水に関する事業や啓発活動を総称して「我が家の水がめづくり」とし、この取組の一環として、「巧水キャンペーン」を実施するなど、未来に使える水を、市民及び事業所が「つくる」取組を推進しています。

また、「我が家の水がめづくり」節水キャラクター「タメット」を活用し、節水啓発に努めています。



高松市節水キャラクター「タメット」

4 雨水利用

(1) 雨水貯留施設の整備

水資源の原点とも言える雨水を雑用水源などに有効活用するとともに、都市型浸水の抑制の一助とするため、雨水利用を推進しており、衛生処理センター中継所を始め、福岡町プール、ふれあい福祉センター勝賀、コミュニティセンター（5館）などの公共施設においてトイレ用水等へ利用するとともに、小・中学校、保育所、幼稚園などに小規模な雨水貯留タンクを設置し、散水利用と地域住民へのPRを図っています。

(2) 雨水利用促進助成制度

雨水の貯留施設を整備する市民・事業所に対する助成を平成9年度から行い、雨水利用を促進しています。



小規模貯留施設（雨水タンク）

(制度の概要)

ア 対象者

高松市内の自己の管理する土地又は建物において、雨水の貯留及び活用のための施設・設備を整備する者（ただし、公共団体を除く。）

イ 助成対象と助成額

施設・設備名	小規模貯留施設
内 容	0.1 m ³ 以上1 m ³ 未満の雨水貯留施設を設置した者。ただし、市販品に限る
助 成 額	設置費用に2/3を乗じた額
助成限度額	10万円 (1,000円未満の端数は、切り捨て)

施設・設備名	中・大規模貯留施設
内 容	1 m ³ 以上の雨水貯留施設を整備する者。ただし、雨水利用のための設備（配管、ポンプ等）の整備が条件
助 成 額	次のア・イにより算出した助成額のいずれか少ない額 ア. 有効貯水容量1 m ³ につき4万円を乗じた額 イ. 工事に要した費用に2/3を乗じた額
助成限度額	100万円 (1,000円未満の端数は、切り捨て)

ウ 助成件数（平成26年3月31日現在）

- ・ 小規模貯留施設 893件（累計）
- ・ 中・大規模貯留施設 114件（累計）

(3) 浄化槽の雨水貯留浸透施設改造助成金制度

平成9年から「高松市浄化槽の雨水貯留浸透施設改造助成金交付要綱」を定め、高松市公共下水道を使用することにより不要となった浄化槽を雨水貯留浸透施設に改造する者に対し、その費用の一部を助成することとしました。

ア 助成金の額

改造工事に要した費用の額の2/3を助成（上限10万円、1,000円未満の端数は、切り捨て）

イ 助成件数（平成26年3月31日現在）

682件（累計）

5 再生水利用下水道事業

下水処理水の有効利用を図るため、昭和62年度に「下水処理水循環利用モデル事業」として、福岡下水処理場に再生処理施設（日量500m³）を建設し、平成6年4月から周辺公共施設等へ雑用水の供給を行ってきました（13年の福岡下水処理場の廃止に伴い、再生水利用下水道事業に統合）。

また、牟礼浄化苑では、平成4年度に国の指定を受け事業着手し、平成6年4月に日量2,100m³の供給を開始しました。

さらに、平成6年の渇水を契機に、節水型都市づくりを推進するため、平成8年度に「再生水利用下水道事業」として、国の事業認証を受け、東部下水処理場における再生処理施設（日量1,400m³）の建設及びサンポート高松への再生水管の整備を進め、平成13年4月に東部下水処理場の再生処理施設から再生水の供給を開始しました。

また、平成12年度には高松市中心市街地（北側）145haについて、事業認可を受け、さらに平成16年度には4.4haの計画区域拡大の事業認可変更を行いました。今後は、健全経営を確立するため、原則として現行の供給区域内での再生水量の拡

大を図り、収益の向上に努めていくこととしています。

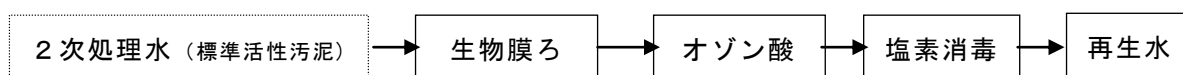
平成26年3月末現在、下水処理水循環モデル事業による施設を含め、JR高松駅など62施設に再生水を送水しています。



(1) 既供給施設（平成26年3月末現在）

- ・ 福岡ポンプ場周辺施設
高松市総合体育館など10施設
- ・ サンポート高松内
JR高松駅、JRホテルクレメント高松など25施設
- ・ 中心市街地
高松三越、高松北警察署など21施設
- ・ 牟礼町
高松北高等学校など6施設

下水処理水再生処理施設フローシート

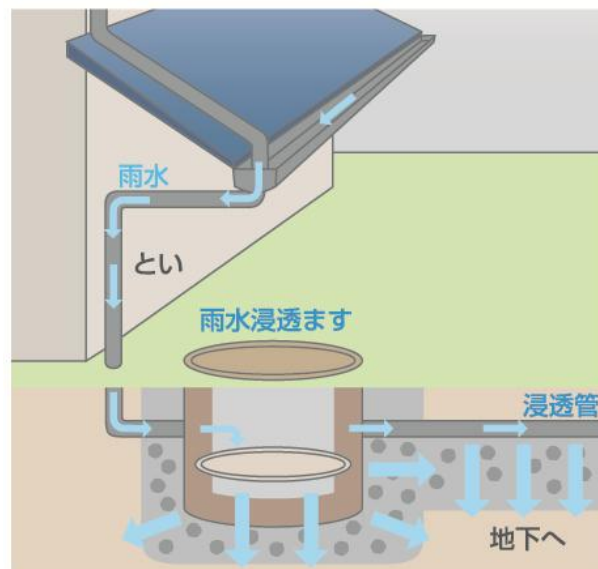


6 地下水利用

(1) 地下水のかん養

水循環を促進し、地下水のかん養を図るため、本市の施設整備において、透水性歩道舗装や、市営住宅でのインターロッキング舗装、雨水浸透ます設置、底打ちをしない河川水路改良などを取り入れています。

また、平成15年8月1日から、水路や下水道施設などへの水の一極集中による弊害を緩和し、自然な水環境の回復を進めるために、「雨水浸透施設設置費の助成金制度」を設けています。



(2) 制度の概要

ア 対象者

高松市内において自己が所有する土地に、雨水浸透施設を設置する者
(国及び地方公共団体を除く)

イ 助成対象と助成額

雨水浸透ます		雨水浸透トレンチ（浸透管）	
内 径	1基当たり（円）	有孔管の内径	有孔管1m当たり（円）
150mm以下	5,000	75mm以下	4,000
150mmを超え200mm以下	7,000	75mmを超え100mm以下	5,000
200mmを超え250mm以下	10,000	100mmを超え150mm以下	6,000
250mmを超え300mm以下	11,000	150mmを超え200mm以下	9,000
300mmを超え350mm以下	18,000	200mmを超えるもの	11,000
350mmを超え400mm以下	21,000		
400mmを超えるもの	40,000		

※ 雨水浸透ますの助成対象基数は4基まで。ただし、高松市節水・循環型水利用の推進に関する要綱に基づく水利用計画書を提出する施設については、この限りではない。

※ 雨水浸透施設の工事に要した費用の2/3の額（1,000円未満の端数は、切り捨て）、又は、上記助成額のいずれか少ない額を助成額とする。